

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

研修を要件とする 診療報酬点数2014（その他職種編）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd

認定登録 医業経営コンサルタント登録番号 第6181号 三好悠介

資料No.20140827-368-6



株式会社日医工医業経営研究所

資料作成 趣旨 & 目次



近年の診療報酬改定は、超少子高齢化社会にむけて、病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化に重点が向けられており、その体制作りとしてチーム医療にも点数が設定されています。また、専門的なスキルに対しても診療報酬上での評価が高くなってきており、今後もさらにこういった傾向は続くものとみられます。

当資料は、数ある診療報酬点数の中から『研修』を算定要件とする点数だけを抜粋することで、通知や施設基準、疑義解釈等をとりとまとめ、一望できる点数表として利用いただけるよう編集しております。

研修要件シリーズ

職種
職員全体（院内研修等）編
医師編
看護師編
薬剤師編
その他職種編

ページ	診療報酬点数 名称	研修対象者
P4	医師事務作業補助体制加算	医師事務作業補助者
P5	重度アルコール依存症入院医療管理加算	作業療法士 精神保健福祉士 臨床心理技術者
P6、P7	栄養サポートチーム加算	管理栄養士
P8、P9	医療安全対策加算	その他有資格者
P10	患者サポート体制充実加算	社会福祉士 その他の医療有資格者等 医療有資格者以外
P11	脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ 運動器リハビリテーション料Ⅲ	あん摩マッサージ指圧師等の従事者
P12	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	あん摩マッサージ指圧師又は 柔道整復師
P13	がん患者リハビリテーション料	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士
P14	頭蓋内腫瘍摘出術	保守点検医師 又は 臨床工学技士

入院基本料等加算

A207-2

医師事務作業補助体制加算 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
医師事務作業補助体制加算	(入院初日) 1 イ～チ (860点～143点) 2 イ～チ (810点～138点)	医師事務作業補助者	当該責任者は、医師事務作業補助者を新たに配置してから6か月間は研修期間として、 業務内容について必要な研修 を行うこと。なお、6か月の研修期間内に32時間以上の研修（医師事務作業補助者としての業務を行いながらの職場内研修を含む。）を実施するものとし、当該医師事務作業補助者には実際に病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する業務を行わせるものであること。

研修内容…

研修の内容については、次の項目に係る基礎知識を習得すること。また、職場内研修を行う場合には、その実地作業における業務状況の確認並びに問題点に対する改善の取組みを行うこと。

- ア 医師法、医療法、薬事法、健康保険法等の関連法規の概要
- イ 個人情報の保護に関する事項
- ウ 当該医療機関で提供される一般的な医療内容及び各配置部門における医療内容や用語等
- エ 診療録等の記載・管理及び代筆、代行入力
- オ 電子カルテシステム（オーダリングシステムを含む。）

* 診療報酬請求、ワープロ技術、単なる接遇等の講習は含まない。

入院基本料等加算

A231-3 重度アルコール依存症入院医療管理加算 (作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者)

項目	点数	対象職種	算定要件
重度アルコール依存症 入院医療管理加算	(1日につき) 1 30日以内 200点 2 31日以上60日以内 100点	作業療法士 精神保健福祉士 臨床心理技術者	アルコール依存症に係る適切な研修 を修了 ただし、 <u>看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者については少なくともいずれか1名が研修を修了していること。</u>

研修内容…

ウ 精神保健福祉士・臨床心理技術者等の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する精神保健福祉士・臨床心理技術者等の養成を目的とした25時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。

- (イ) アルコール依存症の概念と治療
- (ロ) アルコール依存症のインテーク面接
- (ハ) アルコール依存症と家族
- (ニ) アルコールの内科学
- (ホ) アルコール依存症のケースワーク・事例検討
- (ヘ) 病棟実習

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

入院基本料等加算

A233-2

項目	点数	対象職種	算定要件
栄養サポートチーム加算	(週1回) 200点	看護師 薬剤師 管理栄養士	・ 栄養管理に係る所定の研修 を修了した 看護師・薬剤師・管理栄養士

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本静脈経腸栄養学会の認定教育施設における合計40時間の実地修練
- ・日本栄養士会「栄養サポートチーム担当者研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会「栄養サポートチーム研修」
- ・日本健康・栄養システム学会の臨床栄養士となるための研修
- ・日本栄養士会が行っている「TNT-D」と併せて「TNT-D追加研修（12時間以上の講義かつ16時間以上の臨床研修）」
- ・日本病態栄養学会「NSTセミナー（新規研修コース）」
- ・（看護師）日本看護協会の認定看護師（摂食・嚥下障害看護）となるために必要な研修
- ・日本病態栄養学会「NSTコーディネータとなるための研修」と併せて「NSTセミナー（追加研修コース）」

入院基本料等加算

A233-2

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

研修内容…

- ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。
- イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
 - (ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
 - (ハ) 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘
 - (ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得
 - (ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
 - (ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
 - (ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
 - (チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
 - (リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
 - (ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
 - (ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
 - (ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

医療安全対策加算

(院内研修)

入院基本料等加算

A234

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全対策加算	(入院初日) 1 85点 2 35点	職員	医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修 を企画・実施すること。

研修内容…

医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上又は5日程度のものであること。

- (ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

入院基本料等加算

A234

医療安全対策加算

(看護師、薬剤師、その他医療有資格者)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全対策加算	(入院初日) 1 85点 2 35点	看護師 薬剤師 その他の医療有資格者	医療安全対策に係る適切な研修 を修了した専従（加算2は専任）の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

研修内容…

ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

(イ) 国及び医療関係団体等が主催するものであること。

(ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上又は5日程度のものであること。

(ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

入院基本料等加算

A234-3

患者サポート体制充実加算

項目	点数	対象職種	算定要件
患者サポート体制充実加算	(入院初日) 70点	医師 看護師 薬剤師 社会福祉士 その他の医療 有資格者等 医療有資格 者以外	患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの様々な相談に対応における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する 医療対話仲介者の養成を目的とした研修 を修了していることが望ましい。 (医療有資格者以外の者は必須)

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・医療関係団体等

研修内容…

(医療有資格者以外の場合)

平成25年4月1日以降については、以下の要件を満たすものをいう。

- ア 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日付医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすものである。
- イ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである。また、当該加算の届出を行う時点で、1年以上の医療機関の勤務経験があり、勤務する医療機関において、各診療部門の現場を見学し、診療状況等についてスタッフと情報の共有を行っていること。

リハビリテーション

H001

脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ

H002

運動器リハビリテーション料Ⅲ

項目	点数	対象職種	算定要件
脳血管疾患等リハビリテーション料 (当事者1人につき1日24単位、週108単位)	脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ(1単位) イ ロ以外 200点 ロ 廃用症候群 146点	あん摩マッサージ指圧師等の従事者	運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、 定期的に適切な研修 を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合(当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合)
運動器リハビリテーション料	3 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)(1単位) イロ以外の場合 100点 ロ廃用症候群の場合 77点 運動器リハビリテーション料Ⅲ 85点		

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 社団法人全国病院理学療法協会

研修内容…

200時間

(専門基礎科目、専門科目、課題学習)

全国り病院理学療法協会のホームページ参照

リハビリテーション

H002

運動器リハビリテーション料(Ⅱ)

項目	点数	対象職種	算定要件
運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1単位) 170点	看護師 准看護師 あん摩マッサージ 指圧師又は 柔道整復師	当分の間、適切な 運動器リハビリテーションに係る研修 を修了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、理学療法士が勤務しているものとして届け出ることができる。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

・国及び医療関係団体等

- ①日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、
- ②全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会

研修内容…

運動器リハビリテーションに関する理論、評価法及び医療保険等に関する総合的な内容を含む数日程度の研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会

*備考

また、当分の間、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、理学療法士が勤務しているものとして届け出ることができる。ただし、当該あん摩マッサージ指圧師等は、呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)等との兼任はできないこと。

リハビリテーション

H007-2

がん患者リハビリテーション料

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者 リハビリテーション料	(1単位) (1日6単位まで) 205点	医師 理学療法士作業 療法士又は言語 聴覚士がそれぞ れ1名以上	がん患者リハビリテーション料は、対象となる患者に対して、医師の指導監督の下、 がん患者リハビリテーションに関する適切な研修 を修了した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別に20分以上のリハビリテーションを行った場合を1単位として、1日につき6単位に限り算定する。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 一般財団法人ライフ・プランニング・センター「がんのリハビリテーション研修」
- 公益社団法人日本理学療法士協会
- 公益社団法人日本リハビリテーション医学会専門医、認定臨床医、リハビリテーション医学会等関係団体が主催するリハビリテーション医学に関する研修の受講歴
- 一般社団法人日本作業療法士協会 がんのリハビリテーション研修会

手術

K169

頭蓋内腫瘍摘出術

(原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。)

項目	点数	対象職種	算定要件
頭蓋内腫瘍摘出術	1 松果体部腫瘍 158,100点 2 その他のもの 132,130点 2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、10,000点を所定点数に加算	保守点検医師 又は 臨床工学技士	(1) 5年以上の脳神経外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されており、このうち1名以上は関係学会から示されている悪性脳腫瘍患者に対する 光線力学療法に関する所定の研修 を修了していること。 (2) 実際の手技に当たって、5年以上の脳神経外科の経験を有する常勤の医師であって関係学会から示されている 所定の研修 を修了している医師が1名以上参加すること。 (6) 光線力学療法の研修プログラム を受講した危機管理責任者(医師又は臨床工学技士)が選定され、保守管理されている。

該当すると思われる研修・団体名

- 日本脳神経外科光線力学学会事務局 日本脳神経外科コンgres総会

* MPI調べ

研修内容…

関係学会から示されている悪性脳腫瘍患者に対する光線力学療法に関する所定の研修